長崎県警察本部訓令第15号

長崎県警察における個人情報等の管理に関する訓令を次のように定める。

令和５年３月31日

長崎県警察本部長　中村　亮

長崎県警察における個人情報等の管理に関する訓令

長崎県警察の個人情報の管理に関する訓令（平成18年長崎県警察本部訓令第37号）の全部を改正する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、長崎県警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報　法第２条第１項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。

(2) 保有個人情報　法第60条第１項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。

(3) 個人情報ファイル　法第60条第２項に規定する個人情報ファイルをいう。

(4) 本人　法第２条第４項に規定する本人をいう。

(5) 行政機関等匿名加工情報　法第109条第１項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。

(6) 行政機関等匿名加工情報ファイル　法第60条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。

(7) 個人関連情報　法第２条第７項に規定する個人関連情報をいう。

(8) 個人情報等　個人情報、仮名加工情報（法第73条第１項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第２項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第１項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。

(9) 保有個人情報等　保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

(10) 地方公共団体等行政文書　法第60条第１項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

⑾ 個人番号　番号利用法第２条第８項に規定する個人番号をいう。
⑿ 特定個人情報　番号利用法第２条第８項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
⒀ 個人番号関係事務　番号利用法第２条第11項に規定する個人番号関係事務をいい、別に定める県庁ＬＡＮに接続された個所で行う事務を除く。
⒁ 職員　警察職員（臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員を含む。）をいう。

第２章　保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報等管理者）

第３条　警察本部に、総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。

２　総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
(2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
(3) 前２号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する会議の開催及び事務の総括に関すること。

３　総括個人情報等管理者は、必要に応じ、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報等管理者）

第４条　警察本部に、副総括個人情報等管理者を置き、警務部広報相談課長をもって充てる。

２　副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

３　副総括個人情報等管理者は、保有個人情報等の適切な管理のために必要な教養を実施するものとする。

（個人情報等管理者）

第５条　所属に、個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

２　個人情報等管理者は、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

（副個人情報等管理者）

第６条　所属に、副個人情報等管理者を置き、本部の所属にあっては政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長又は副校長、署にあっては副署長をもって充てる。

２　副個人情報等管理者は、個人情報等管理者を補佐する。

（個人情報等管理担当者）

第７条　所属に、個人情報等管理担当者を置き、本部の所属にあっては課長補佐（課長補佐の配置がなく調査官又は附置機関の長（以下「調査官等」という。）が配置されている係にあっては当該調査官等、調査官等の配置がない係にあっては副個人情報等管理者）、署にあっては各課長（課長の配置がない課にあっては、

副個人情報等管理者）又はこれに代わる者をもって充てる。

２　個人情報等管理担当者は、その所掌事務に係る保有個人情報等の適正な管理に必要な事務を行う。

第３章　保有個人情報等の取扱い

（責務）

第８条　職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、個人情報等管理者、副個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、職務上知り得た保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（正確性の確保）

第９条　職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

（取扱いの制限）

第10条　個人情報等管理者は、職員がその所掌事務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、所属における教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

２　個人情報等管理者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている地方公共団体等行政文書について、その内容に応じ、職員にその適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項を遵守させるものとする。

（廃棄及び削除）

第11条　個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている地方公共団体等行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

２　個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

（特定個人情報の取扱い）

第12条　特定個人情報は、個人情報等管理者が当該所属の職員のうちから指名する特定個人情報取扱者が取り扱うものとする。

２　特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

３　特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

４　前３項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

（業務の委託）

第13条　保有個人情報等の取扱いに係る業務の全部又は一部を外部に委託するときは、県の契約担任者が行う契約にあっては県が定める基準に基づき、国の契約担当官又はその代理が行う契約にあっては警察庁における個人情報等の管理に関する訓令（平成17年警察庁訓令第２号）の定めるところに準じて取り扱うものとする。

（提供の際の措置）

第14条　個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第２項第３号若しくは第４号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る保有個人情報の適正な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずること。

２　個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適正な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

第４章　雑則

（漏えい等発生時の措置）

第15条　職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第５項まで及び次条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

２　個人情報等管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

３　個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第１項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項本文の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

４　個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の４第１項に規定する事態

に該当すると判明したときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項本文の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

５　前２項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第２項の規定による調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善のために必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者に報告するものとする。

６　前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条（第118条第２項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生ずるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに、その旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者に報告するものとする。

（再発防止等に係る審議）

第16条　総括個人情報等管理者は、漏えい等その他の保有個人情報等の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、関係する所属における個人情報等管理者を招集の上で、再発の防止等を審議することができる。

（補則）

第17条　この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項の細目は、総括個人情報等管理者が定める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。